

運行管理者の業務の一覧表(旅客)

| 運輸規則                                   | 項目             | 規定の概要  | 備考   |
|--|----------------|--|--|
| 第15条<br>第48条第1号                        | 車掌の乗務          | 車掌を乗務させなければならない事業用自動車(乗車定員11人以上の車両)に車掌を乗務させること。  | ・一般乗用を除く                                   |
| 第20条<br>第48条第2号                        | 異常気象時等における措置   | 天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生じるおそれのあるときは、乗務員に対し必要な指示のその他輸送の安全のための措置を講じること。  |  |
| 第21条<br>第48条第3号<br>第3号の2<br>第4号<br>第5号 | 過労防止等          | <ol style="list-style-type: none"> <li>過労の防止を十分に考慮して国土交通大臣が告示で定める基準に従って定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、運転者を乗務させること。</li> <li>休憩、睡眠又は仮眠施設を適切に管理すること。</li> <li>乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を乗務させないこと。</li> <li>長距離又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替運転者を配置すること。</li> </ol>   | 4.については【一般乗合・一般貸切に限る】                      |
| 第24条<br>第48条第6号                        | 点呼の実施、記録及び保存   | <ol style="list-style-type: none"> <li>乗務開始前に運転者に対して対面により点呼を行い、次の事項の報告を求めこと。<br/>(1)日常点検の実施又はその確認<br/>(2)疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</li> <li>乗務終了後に運転者に対し対面により点呼を行い、次の事項の報告を求めこと。<br/>(1)車両の状態<br/>(2)道路の状況<br/>(3)運行の状況</li> <li>点呼を行ったときは、運転者ごとに点呼を行った旨の記録をし、かつ、その記録を1年間保存すること。</li> </ol>   | ・日常点検については道路運送車両法第47条の2及び自動車点検基準(国土交通省令)参照 |
| 第25条<br>第48条第7号                        | 乗務記録及び保存       | <p>運転者に対して、次の事項を運転者ごとに記録させ、その記録を1年間保存すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>運転者名</li> <li>自動車登録番号又は記号、番号その他の表示</li> <li>乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地及び乗務した距離</li> <li>運転交替の地点及び日時</li> <li>休憩、仮眠、【睡眠】の地点、日時</li> <li>道路交通法第72条第1項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告第2条に規定する事故又は著しい遅延その他の異常な状態の概要及びその原因</li> <li>乗務した事業用自動車に車掌が乗務した場合は、車掌名並びに車掌が業務を交替した場合は交替地点及び日時</li> <li>乗務の開始及び終了時の走行距離計の積算キロ数【一般乗用】</li> </ol> | (7)は一般乗用を除く<br>(8)は一般乗用に限る                 |
| 第26条<br>第48条第8号、第9号                    | 運行記録計による記録及び保存 | <ol style="list-style-type: none"> <li>運行記録計により、瞬間速度、運行距離、運行時間を記録し、その記録1年間保存すること。</li> <li>運行記録計を管理し、及びその記録を保存すること。</li> <li>運行記録計により記録することのできない車両を運行の用に供さないこと。</li> </ol>   | ・特定旅客を除く                                   |

|                                     |                                     |   |   |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---|---|
| <p>第26条の2<br/>第48条第9号の2</p>         | <p>事故の記録</p>                        | <p>1. 道路運送法第72条第1項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告第2条に規定する事故が発生した場合には、次の事項を記録し、3年間保存すること。<br/> (1)乗務員の氏名<br/> (2)自動車登録番号その他の当該車両を識別できる表示<br/> (3)事故の発生日時<br/> (4)事故の発生場所<br/> (5)事故の当事者(乗務員を除く)氏名<br/> (6)事故の概要(損害の程度を含む)<br/> (7)事故の原因<br/> (8)再発防止対策</p>  |   |
| <p>第27条<br/>第48条第10号<br/>第11号</p>   | <p>【一般乗合】運転基準図の作成・指導及び運行表の作成携行</p>  | <p>1. 次の事項を記録した運転基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより運転者に対し適切な指導を行うこと。<br/> (1)停留所名、位置、停留所間の距離<br/> (2)標準の運転時分、平均速度<br/> (3)道路のこう配、曲線半径、幅員、路線状態<br/> (4)踏切、橋、トンネル、交差点、退避所、要注意箇所の位置<br/> (5)その他安全運行に必要な事項<br/> 2. 次の事項を記録した運行表作成し運転者に携行させること。<br/> (1)主な停留所名、当該停留所の発車及び到着時刻<br/> (2)その他運行に必要な事項</p>   | <p>・一般乗合に限る</p>   |
| <p>第28条<br/>第48条第12号</p>            | <p>【一般貸切】経路の調査及び適応車両の使用</p>         | <p>運行経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、その状態に適応した車両を使用すること。</p>   | <p>・一般貸切に限る</p>   |
| <p>第28条の2<br/>第48条第12号の2</p>        | <p>【一般貸切】運行指示書の作成・指示及び運行指示書の携行等</p> | <p>1. 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し指示を行うこと。<br/> 2. 運転者に運行指示書を携行させ、及びその記録を運行終了の日から1年間保存すること。</p>  | <p>・一般貸切に限る</p>   |
| <p>第35条<br/>第36条<br/>第48条第13号</p>   | <p>運転者の選任</p>                       | <p>事業者が選任した運転者以外の者に運転をさせないこと。</p>   |   |
| <p>第37条<br/>第48条第13号の2<br/>第14号</p> | <p>乗務員台帳の作成及び乗務員証の携行</p>            | <p>1. 次の事項を記載した乗務員台帳を作成して営業所に備え置くこと。<br/> (1)作成番号及び作成年月日<br/> (2)事業者の氏名又は名称<br/> (3)運転者の氏名、生年月日及び住所<br/> (4)雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日<br/> (5)道路交通法に規定する 運転免許に関する次の事項<br/> イ 運転免許証の番号及び有効期限<br/> ロ 運転免許の年月日及び種類<br/> ハ 運転免許に付された条件<br/> (6)事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた 場合は、その概要<br/> (7)運転者の健康状態<br/> (8)国土交通大臣が告示で定めるところにより、次の運転者に対して特別な指導の実施及び国土交通大臣が認定する適性診断の受診状況<br/> イ 死者又は負傷者(自動車損害賠償法施行令第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる障害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者<br/> ロ 運転者として新たに雇入れた者<br/> ハ 高齢者(65才以上の者をいう。)<br/> (9)乗務員台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真<br/> 2. 乗務員証を作成し、運転者が乗務する場合は、これを携行させること。<br/> 3. 乗務員証を携行させ乗務を終了した場合は乗務員証を返還させること。</p> | <p>(9)は一般乗用の運転者にあつては、縦2.4cm、横3.6cm以上の大きさの写真。<br/> 2. 及び3. は一般乗用に限る。</p> |
| <p>第48条第15号</p>                     | <p>運転者証の表示及び返還</p>                  | <p>1. 指定する地域内の営業所に配置するタクシーに乗務させる場合は、運転者証を表示し、乗務を終了した場合は、運転者証を保管すること。</p>  | <p>タクシー業務適正化特別措置法第13条参照</p>   |

|   |                             |   |                                     |
|---|-----------------------------|---|-------------------------------------|
| <p>第38条<br/>第49条<br/>第50条<br/>第51条<br/>第48条第16号</p> | <p>乗務員に対する<br/>監督</p>       | <p>1. 運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処できる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について指導及び監督を行うこと。</p> <p>2. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、次の運転者に対して特別な指導の実施及び国土交通大臣が認定する適性診断を受診させること。<br/>イ 死者又は負傷者(自動車損害賠償法施行令第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる障害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者<br/>ロ 運転者として新たに雇入れた者<br/>ハ 高齢者(65才以上の者をいう。)</p> <p>3. 車掌に対して、法令で定められた事項について指導監督を行うこと。</p> <p>4. 乗務員に対して、非常信号用具、非常口又は消火器の取扱いについて指導を行うこと。</p> | <p>3. は一般乗合・一般貸切・特定旅客に限る。</p>       |
| <p>第43条第2号<br/>第48条第17号</p>                         | <p>応急用器具等の備付</p>            | <p>警手のいない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に非常信号用具を備え付けて運行すること。</p>  |                                     |
| <p>第48条第18号</p>                                     | <p>運転者の制限</p>               | <p>運転者の要件に関する法令で定める一定の要件を備えていない者に事業用自動車を運転させないこと。<br/>(1)21歳以上であること。<br/>(2)普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車、けん引である大型特殊自動車の運転経験が3年以上(特に定めのある者は2年以上)であること。<br/>(3)運転することができる自動車に係る第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。</p>   | <p>旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令参照</p> |
| <p>第48条第19号</p>                                     | <p>事故警報に基づく事故防止対策に関する措置</p> | <p>事故防止対策に基づき事業用自動車の運行の安全の確保に関し従業員を指導及び監督すること。</p>  | <p>自動車事故報告規則第5条参照</p>               |